



# まつさか景観まちづくり通信

※藍の縞模様は、伝統工芸品の「松阪木綿」柄です

R6 年度号 No.3  
令和 7 年 3 月発行

## もっともっと松阪市の景観を好きになってほしい！

松阪市では、美しく豊かな景観をかけがえのない市民の「共通資産」として次の世代へ引き継ぎ、誇りと愛着の持てる住みよいまちを実現するため、松阪市景観計画を進めています。

そして、歴史的なまちなみが多く残っている地域を重点地区※に指定し、市民、事業者、行政が一体となって協力しあうことにより、まちなみの保全に努めていきたいと考えています。

この「まつさか景観まちづくり通信」は、地区住民の方々による景観まちづくり活動や取り組みなどをご紹介します。市民の皆さんに美しく豊かな本市の景観や歴史的まちなみにあらためて気づいていただき、「みんなで一緒に歩む景観まちづくり」を目指していくとの想いで発行するものです。

## 松阪市では「景観交流会」を開催しています！

松阪市では、重点地区と重点地区候補地区で景観まちづくりに取り組むの方々を中心として、自分達のまちの景観をどのように次の世代へ継承していくか、他地区のまちなみを見学することや情報交換、意見交換を通じて、自分たちの活動方法のヒントになるようなことを得る機会や、景観まちづくり活動の輪が広がることで、連携しあえる仲間を増やしていただくことを目的として開催しています。

## 令和 6 年度はワークショップ形式で開催！

令和6年度の景観交流会は、令和6年11月16日(土)に松阪市産業振興センターで開催されました。景観重点地区や候補地区で活動されている代表者の皆さまをはじめ、景観審議会の委員の方々にもご参加いただき、地域の魅力をより引き出す方法や、歴史的建造物を守るための方針について、ワークショップ形式で意見交換を行いました。参加者の皆さまからは、地域ごとの景観資源を活かす取り組みや、今後の課題について貴重なご意見を多数いただきました。この交流会で得られた成果をもとに、住民の皆さまと力を合わせ、松阪の良好な景観を未来へ引き継ぐ取り組みをさらに進めてまいります。



※：重点地区とは：住民と行政が一緒になり、地区の美しいまちなみを守り、「将来に引き継いでいくため、市の景観計画に位置づけられた地区」のことをいう。



## “格子戸のまちなみ” を行灯で演出しました！

市場庄地区はお伊勢参りで賑わった伊勢街道に面し、  
妻入りと連子格子の歴史的建物が連なったまちなみが特  
徴で、往時の名残が今でもしのべられます。

去年の12月31日大晦日の夜、格子戸のまちなみを「行  
灯」で演出する取り組みが行われました。

この取り組みは、市場庄の住民の方々が、伊勢街道に残  
る歴史的なまちなみを美しく彩ることで、まちなみをPR  
し、次世代に継承していきたいという思いから、令和3年  
度より再開したものです。

みなさんも、ぜひ、伊勢街道でも珍しい妻入りと連子格  
子の歴史的な建物が連なった市場庄のまちなみを歩いて  
みてください！きっと素敵な発見があるはずです！

集会所もライトアップ  
されてるよ♪



連子格子の美しい  
まちなみを彩る行灯

## 今年も開催！景観絵画コンクールと景観絵画展！

松阪市では、平成23年度から「まつさか景  
観絵画コンクール」を開催し、小・中学校の子  
供たちを対象に、身近な景観を認識し、絵を  
描いていただくことで、景観に対する理解を  
深めていただいています。

今年度も874作品の応募をいただき、松  
阪市文化財センターで開催した景観絵画展  
では、これらの作品を展示し、入賞者の表彰  
式を行いました。



松阪市文化財センターで行われた表彰式の様子

### 最優秀賞に選ばれた3作品



今年度国宝に指定された  
「船形はにわ」の作品も  
あるね♡



♪幸小1年 谷口 七望さん  
作品名:はにわ館とふねがたはにわ



花岡小6年 福原 有咲光さん  
作品名:かつこいい不動さん



中部中1年 三田 晴加さん  
作品名:夏の歴史民俗資料館

## 重点地区における補助金制度について

松阪市の重点地区においては、歴史的まちなみの保全に向け、建築物や工作物を修景する場合、まちなみ保全に関する行政支援として、補助金を活用していただけます。

令和5年度に歴史的まちなみ等修景整備事業補助金の要綱改正を行い、自治会及びまちなみ保存会などが行う外観等の伝統的意匠を継承する修繕又は維持、保全に係る経費についても補助対象になりました。これにより、建物の簡易な修繕、塀の柿渋塗りなども補助の対象とすることができます。

詳細は、都市計画課にお気軽にお問合せください。

### 歴史的まちなみ等修景整備事業補助金制度(抜粋)

対象	対象行為	補助率	限度額
歴史的 建造物	外観を景観形成基準(修景基準)により、全体修景した部分に係る経費	1/2 以下	300 万円
	外観を景観形成基準(修景基準)により部分修景した部分に係る経費	1/2 以下	150 万円
	外観を景観形成基準(修景基準)に適合した、外観等の伝統的意匠を継承する修繕又は維持、保全に係る経費	1/2 以下	10 万円
一般 建造物	外観を景観形成基準(修景基準)により全体修景した部分に係る経費	1/2 以下	150 万円
	外観を景観形成基準(修景基準)により部分修景した部分に係る経費	1/2 以下	75 万円
	外観を景観形成基準(修景基準)に適合した、外観等の伝統的意匠を継承する修繕又は維持、保全に係る経費	1/2 以下	5 万円
駐車場等 の外構 修景整備	道路沿いの外構(塀、生垣)や工作物(門等)を景観形成基準(修景基準)に基づき、歴史的まちなみへ調和させるため修景整備する経費。(外構のみを整備する場合に適用、同一敷地内で建築物と一体で整備する外構は歴史的建造物及び一般建造物に含まれる)	1/2 以下	45 万円

補助金活用

### 魅力ある“まちなみ”が形成されます！（過去の例）

松阪市では重点地区の、建築物や工作物の修景整備に対して補助金を交付し、歴史的なまちなみの保全に努め、地域活性化につなげています。下記は、補助金を活用され修景整備を行っていただいた事例です。この補助金を活用していただくことで、まちなみが整い魅力が向上しますので、ぜひともご活用をお願いします。

修景前



修景後



修景前

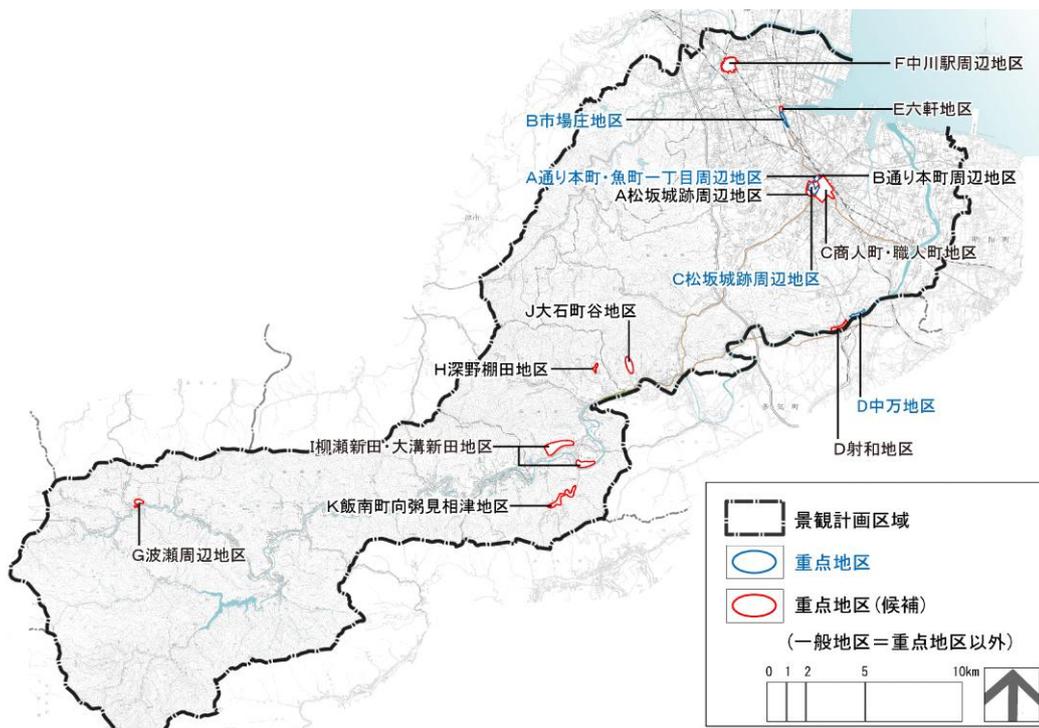


修景後



## 松阪市の素晴らしい景観の一部を紹介

松阪市では、景観計画により景観重点地区と候補地区が指定されております。ここではその候補地区の一部をご紹介します。松阪市にはまだ知らない素晴らしい景観がありますので、ぜひ一度訪れてみてください。



射和地区



波瀬周辺地区



深野棚田地区



柳瀬新田・大溝新田地区



大石町谷地区



飯南町向粥見相津地区

発行:松阪市都市計画課

〒515-8515 三重県松阪市殿町 1340 番地 1 TEL:0598-53-4166 FAX:0598-26-9118

E-mail:tos.div@city.matsusaka.mie.jp

ホームページ:<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/toshikeikaku/keikan-matsusaka.html>